

平成26年度包括外部監査結果に対する対応状況・方針等

番号	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課・室	監査結果	対応状況・方針等			
							27年度報告内容	28年度報告内容	29年度報告内容	30年度状況
1	指摘	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	愛媛県社会福祉事業団の賞与引当金の計上について	保健福祉部	保健福祉課	<p>社会福祉事業団の貸借対照表には、重要性を勘案して、賞与引当金は計上されていない。社会福祉法人会計基準にも「重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらない他の簡便な方法によることも、複式簿記の原則に従った処理として認められる。」とあり、「引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。」という規定があるのは承知している。</p> <p>平成25年度の夏季賞与(期末手当及び勤勉手当)の支給額は、57,572,872円(以下「①」という。)である。支給算定期間は、12月～5月であるから、平成24年度の貸借対照表に計上すべき賞与引当金額の概算額は、①÷6か月×4か月(12月～3月分)=38,381,914円となる。平成25年度末の貸借対照表の負債の部合計金額が121,727千円であることを考慮すれば、約40,000千円の賞与引当金は金額的にみて重要性がないとは言えない。</p> <p>平成27年度より強制適用となる、新しい社会福祉法人会計基準においても「職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。」とある。ただし、「引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。」とあるが、上述の通り、金額的重要性があると判断し、今後の決算においては、計上すべきである。</p>	平成27年度決算において、賞与引当金の計上の可否について検討したが、当団体が県有施設の指定管理者としての事業も実施しているところ、単年度で委託を受ける指定管理業務については、当該会計年度の委託料の支払いを受けることから、翌年度の賞与を引き当てることは適当ではないと判断している。	社会福祉事業団では、平成27年度決算において、賞与引当金の計上の可否について検討したが、当団体が県有施設の指定管理者としての事業も実施しているところ、単年度で委託を受ける指定管理業務については、当該会計年度の委託料の支払いを受けることから、翌年度の賞与を引き当てることは適当ではないと判断している。	社会福祉事業団の経費のうち人件費の占める割合は高く、賞与引当金についても重要性が乏しいとは言えないことは認識しているが、一方で、当団体は県有施設の指定管理者としての事業も実施しているところであり、単年度で委託を受ける指定管理業務については、当該会計年度の委託料の支払いを受けることから、翌年度の賞与を引き当てることについて、会計処理上、計上の可否及び可能な場合はその方法を精査する必要があるため、現在検討しているところである。	指定管理業務を受託している社会福祉事業団における賞与引当金計上について、他県社会福祉事業団の状況を精査したところ、いずれの県においても社会福祉法人会計基準上、金額的重要性があると判断の下、賞与引当金を計上していることを踏まえ、改めて県社会福祉事業団と協議を行った結果、平成30年度決算より、賞与引当金を計上することとした。